### 2016年度 日本NPO学会総会 議事次第

- 1. 日時: 平成29年3月26日(日) 12:30~14:00
- 2.会場:日比谷図書文化館 大ホール

### 3. 総会議案:

第1号議案:2015年度決算報告、2016年度決算(見込み)について

第2号議案:2016年度事業報告について

第3号議案:2017年度事業計画について

第4号議案:2017年度予算について

第5号議案:日本 NPO 学会会則等の改正について

第6号議案:その他

報告事項1:新規入会会員について

報告事項2:その他

以上

### 日本NPO学会 一般会計貸借対照表(2016年3月31日)

(単位:円)

			\     <del></del>     3/
勘定科目	金額	勘定科目	金額
流動資産		流動負債	
現金	46,739	前受会費	267,000
現金(総務)	11,611	未払金	4,536
郵便振替口座	148,831		
郵便振替口座(年次大会)	0		
みずほ銀行(京都)	351,301		
みずほ銀行(札幌)	464,544		
北洋銀行	163,405		
郵便局定額貯金	2,000,000		
未収金	101,000	正味財産	3,015,895
資産合計	3,287,431	負債及び正味財産合計	3,287,431

日本NPO学会 一般会計収支計算書(2015年4月1日~2016年3月31日) (単位:円)

会費 寄付金等	勘定科目収入年会費過年度年会費セミナー会費大会参加費等助成金寄付販売	2015年度予算	8,638,886 8,457,000 6,243,000 617,000 0 1,597,000 18,821 0 18,821 110,000
寄付金等	年会費 過年度年会費 セミナー会費 大会参加費等 助成金 寄付	9, 500, 000 7, 000, 000 500, 000 0 2, 000, 000 300, 000 200, 000 100, 000 200, 000	8, 457, 000 6, 243, 000 617, 000 0 1, 597, 000 18, 821 0 18, 821 110, 000
寄付金等	過年度年会費 セミナー会費 大会参加費等 助成金 寄付	7, 000, 000 500, 000 0 2, 000, 000 300, 000 200, 000 100, 000 200, 000	6, 243, 000 617, 000 0 1, 597, 000 18, 821 0 18, 821 110, 000
	過年度年会費 セミナー会費 大会参加費等 助成金 寄付	500, 000 0 2, 000, 000 300, 000 200, 000 100, 000 200, 000	617, 000 0 1, 597, 000 18, 821 0 18, 821 110, 000
	セミナー会費 大会参加費等 助成金 寄付	2, 000, 000 300, 000 200, 000 100, 000 200, 000	0 1, 597, 000 18, 821 0 18, 821 110, 000
	大会参加費等 助成金 寄付	2, 000, 000 300, 000 200, 000 100, 000 200, 000	1, 597, 000 18, 821 0 18, 821 110, 000
	助成金 寄付	300, 000 200, 000 100, 000 200, 000	18, 821 0 18, 821 110, 000
	寄付	200, 000 100, 000 <b>200, 000</b>	0 18, 821 110, 000
	寄付	100, 000 <b>200, 000</b>	18, 821 <b>110, 000</b>
		200, 000	110, 000
	販売		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
販売	販売	200, 000	
			110, 000
利子		0	53, 065
	利子	0	53, 065
その他収入	***************************************	0	0
	その他収入	0	0
	支出	10, 000, 000	11, 067, 731
謝金		3, 600, 000	3, 394, 950
#15 <u></u>	事務局謝金	2, 400, 000	1, 606, 000
	講師謝金	200, 000	196, 000
	その他謝金	1, 000, 000	1, 592, 950
業務委託費	Casteman	1, 600, 000	1, 036, 800
不切女比兵	業務委託費	1, 600, 000	1, 036, 800
旅費	<b>未切女</b> 癿良	1, 000, 000	2, 582, 186
<b>小人</b>	事務局旅費	600, 000	2, 209, 878
	講師旅費	200, 000	136, 994
	その他旅費	200, 000	235, 314
会議費	ての他派員	100, 000	297, 576
<b>工</b> 硪貝	<b>△</b> 逹弗	100,000	2 <b>97</b> , 576
物品購入費	会議費	300, 000	285, 426
物品期人貨	ᆘᄴᄆᄜᄀᅖ	***************************************	
<b>客戶</b> 曲	物品購入費	300, 000	285, 426
通信費	<b>壬□、ソ 書</b>	500, 000	778, 032
	郵送費	400, 000	402, 055
ro Cul #	その他通信費	100,000	375, 977
印刷費		2, 200, 000	2, 199, 520
	ニューズレター印刷費	600, 000	560, 864
	学会誌印刷費	1, 000, 000	1, 036, 800
	概要集印刷費	400, 000	381, 240
40 in A -+-	その他印刷費	200, 000	220, 616
懇親会費	40 to A ++	400, 000	390, 000
	懇親会費	400, 000	390, 000
その他費用		300, 000	103, 241
	雑費·予備費等	300, 000	103, 241
学会賞特別会計	へ繰入	0	0
当期収支差額		0	(2, 428, 845)
前年度繰越金		5, 444, 740	5, 444, 740
次年度繰越金		5, 444, 740	3, 015, 895

### 日本NPO学会賞特別会計貸借対照表(2015年4月1日~2016年3月31日)

(単位:円)

The state of the s			
勘定科目	金額	勘定科目	金額
流動資産	3,491,631	正味財産	3,491,631
普通預金(北洋銀行)	3,491,631		
資産合計	3,491,631	負債及び正味財産合計	3,491,631

### 日本NPO学会「日本NPO学会賞」収支計算書(2015年4月1日~2016年3月31日)

(単位:円)

	金額
収入	12,552
受取利息(一般預金利息)	533
受取利息(定額預金利息)	11,919
雑収益	100
一般会計からの繰入	0
支出	190,864
送金手数料(大阪事務局→札幌事務局)	864
第14回「林雄二郎賞」(今田忠・岡本仁宏)	100,000
第14回「優秀賞」(岡本仁宏他)	30,000
第14回「優秀賞」(公益法人協会)	30,000
第14回「優秀賞」(越智信仁)	30,000
当期収支差額	-178,312
前年度繰越金	3,669,943
次年度繰越金	3,491,631

### 2015年度収支計算書(2015年4月~2016年3月)

(単位:円)

2015年度収支計算書(2015年4月~2016年3月) (単位					
勘定科目	2015年度予算	2015年度決算			
		2015.1~2015.12	2016.1~2016.3	計	
収入	9,987,347	9,995,535	3,628	9,999,163	
前年度繰越金	1,987,347	1,987,347	0	1,987,347	
タケダ拠出金	8,000,000	8,000,000	0	8,000,000	
フォーラム参加費	0	8,000	3,000	11,000	
預金利子	0	188	628	816	
その他収入	0	0	0	0	
雑収入	0	0	0	0	
支出	8,000,000	6,457,806	3,435,834	9,893,640	
人件費	2,500,000	1,511,583	1,486,712	2,998,295	
調査専門員		1,228,083	1,255,212	2,483,295	
調査関連業務		283,500	200,000	483,500	
調査委託謝金		0	31,500	31,500	
謝金	220,000	331,260	90,000	421,260	
フォーラム講師謝金	120,000	75,000	15,000	90,000	
特別フォーラム講師謝金	100,000	115,260	0	115,260	
調査謝金	0	141,000	75,000	216,000	
旅費	2,200,000	2,392,272	360,522	2,752,794	
研究フォーラム幹事会	1,200,000	1,430,883	140,536	1,571,419	
年次大会	500,000	652,000	101,590	753,590	
東北班調査旅費	500,000	309,389	118,396	427,785	
会議費	500,000	532,171	12,418	544,589	
ISTR-AP発表·旅費参加費(翻訳料)	300,000	280,018	0	280,018	
震災特別フォーラム・被災地訪問(会場費、バス等)	200,000	199,330	0	199,330	
幹事会・フォーラム打合せ 食事代	0	52,823	12,418	65,241	
物品•消耗品費	200,000	91,310	2,264	93,574	
消耗品(書籍、トナー、記録媒体など)	200,000	91,310	2,264	93,574	
予備費・その他	180,000	499,210	383,918	883,128	
印刷製本費(ファクトブック印刷)		460,000	380,160	840,160	
予備費・その他	180,000	39,210	3,758	42,968	
事務局	2,200,000	1,100,000	1,100,000	2,200,000	
事務局人件費(通勤費含む)	1,600,000	800,000	800,000	1,600,000	
事務局経費(旅費・消耗品・通信費等)	600,000	300,000	300,000	600,000	
経常収支差額	1,987,347	3,537,729	-3,432,206	105,523	

# 升前は銀行 残高証明証 (京都中央方店)

## 残 高 証 明 書

日本NPO学会 様

平成 28年 3月 31日 現在

金 額 合 計 ¥ 3 5 1, 3 0 1 %	
--------------------------	--

種類	番号	金	額(円)	摘	要
普通預金	2287448	以下	351,301 余 白		
		2 I	ж <b>п</b>		
		•			•

費ご名義勘定の残高は上記の通りでございます。 平成 28年 4月 1日

(注) この証明書の金額は訂正いたしません。 預金の残高には他店券によるご入金分も含まれております。 株式会社みずほ銀行 京都中央支店 076545



## 残 高 証 明 書

0 6 2 - 0 9 1 1

北海道 札幌市 豊平区 旭町 4-1-40 北海学園大学

日本NPO学会 様

平成 28 年 3 月 31 日 現在

金額合計		¥ 4 6 4, 5 4 4 <b>%</b>	1
		(金額合計は当行所定	の印字機で記入いたします。)
種類	・ 番 号	金 額	摘要
普通預金	1728612	464, 544	
		以下余白	
		·	

貴ご名義勘定の残高は上記の通りでございます。

平成 28 年 4月 18日

株式会社 みずほ銀行

(店名) 札幌支店

\*6178871

(注) 1. この証明書の金額は訂正いたしません。

2. 預金の残高には他店券によるご入金分も含まれております。

## 預金残高証明書

平成 28 年 4 月 18 日

日本NP	〇学会		
副会長	樽 見	弘紀	棱

平成  $^{28}$  年  $^{3}$  月  $^{31}$  日現在の貴名義預金残高は下記に相違ないことを証明いたします。

**醬北洋銀行** 

平

支店

北洋銀行 豊平支店 之 印

(押切印)

この証明母の金額は訂正いたしません。

この証明目の金			-				
種	口座番号	3	Ê	8	<b>9</b>	備	考
普通預金	1-3269476			¥163	, 405		
					1		
		以	下	余	1		
	 			<b></b>	ı		
ļ ē							
					1		
			<u> </u>	<del></del>	L		
				J	L		
				1			
			L	1	,		
	 				<u></u>		W-1,

)内は取立未確定資金です。

整理番号:144-16-000985

残 髙 証 明 馡 1/1頁

平成28年 4月 5日

602-8048

京都府京都市 上京区下立売通 小川東入西大路町146 中西印刷(株)内代表者 田中弥生 様

日本NPO学会 様

ご請求のありました平成28年 3月31日現在における残高は、下記のとおりであることを証明いたします。

京都府庁前郵便局 局長原都府庁前

記

【調査対象者】

名義人さま 日本NPO学会 様

【証明する貯金等の内容】

【貯金】			
貯金の種類	記号番号	元金	備 考
定額郵便貯金	54110- 7052808	2,000,000円	平成28年 3月31日の解約時受取利子額
	·		53,134円
以上			

- ※ 金額が訂正されたものは無効です。
- ※ この証明書につきまして、ご不明な点がございましたら、次の書類等をお近くのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口 までお持ちの上、お問い合せいただきますようお願い申し上げます。
  - 本証明書
  - ご本人さまであることを確認できる証明書類(お名前、ご住所、生年月日の入った運転免許証や健康保険証など、 法人名義の場合は登記簿謄本など、団体名義の場合は規約の写しなどもあわせてお持ちください。)
- 積立郵便貯金、定額郵便貯金、定期郵便貯金、住宅積立郵便貯金および教育積立郵便貯金(預入期間等の経過により通 常郵便貯金となっているものを含みます)は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が管理する郵便貯金です。 当行は、同管理機構から郵便貯金管理業務の委託を受けて証明しています。
- 国債について、非営業日を記載事項証明日に指定された場合、前営業日を証明日として発行しています。
- 利付国債または割引国債の場合、市場価格は、額面総額に応じた値幅を引く前の買取価格です。 個人向け国債は上記証明日の中途換金額(手数料控除後で、かつ、経過利子を含みます)を記載しています。
- 保護預り扱いの国債は、保護預り髙を記載しています。 \*
- 調査結果に別名使用の振替口座が含まれている場合、「名義人さま」欄には口座名称または別名を記載しております。

# 郵便振替口座 残高言证明書

### 振替口座残高証明書

口座番号 00950-6- 86833

加入者名

日本NPO学会

平成28年 3月31日現在の口座残高

\*\*\*\*\*\*\*\*148,831円

上記のとおり証明します。

平成28年 4月 1日 ゆうちょ銀行

このご案内につきまして、ご不明な点などがございましたら、 お手数ですが、貯金事務センター(電話番号は表面に記載)まで お問い合わせください。

## 預金残高証明書

平成 28 年 4 月 18 日

日本NP	〇学会	学会賞	
副会長	樽見	弘紀	橑

平成 28 年 3 月 31 日現在の貴名義預金残高は下記に相違ないことを証明いたします。

### 籱**北洋銀行**

支店



(押切印)

この証明图の金額は訂正いたしません。								
種		口座番号	3	金	<b>£</b>	顏	備	考
普通預金		1-3269867		à	<b>3,4</b> 9	1,631		
			以	下	余 (	<b>≐</b>		
				<u> </u>				
				1		<del></del>		
				1		<u> </u>		
				1		<u> </u>	*	
				<u> </u>	<b></b>			
				<b></b>	<del></del>			
					-	<u> </u>		
				<u> </u>	)	<del></del>		
I		1					 	

)内は取立未確定資金です。

## 日本NPO学会

金種	旧券	新券	小計
1	4	<u> </u>	4
5	1		5
10	3	_	30
50	2		100
100	6	_	600
500	0	_	0
1,000	1		1,000
2,000	0		0
5,000	1		5,000
10,000	· 4		40,000
			46,739

2016年3月31日

上記の現金残高に相違ありません。

事務局担当: 小畑 香菜

(配名·押印) 残高確認者: 科 w 任 奈 (茶)

## 日本NPO学会

金種	旧券	新券	小計
1	6	_	6
5	1	_	5
10	5	, =	50
50	1	_	50
100		_	0
500	1	_	500
1,000	1		1,000
2,000			0
5,000			0
10,000	1		10,000
			11,611

2016年3月31日

上記の現金残高に相違ありません。

事務局担当: 竹谷琴絵

(配名·押印)

残高確認者:

石田被岛

日本NPO学会

会 長 樽見 弘紀 殿

### 平成27年度日本NPO学会監査報告書

私たちは、平成27年度(平成27年4月1日~平成28年3月31日)の、日本NPO学会の理事の業務執行状況および会計について、諸帳簿、収支計算書、預金通帳その他関係書類に基づき監査した結果、その内容はおおむね適正で、かつ経理事務が正確であることを認めます。

なお、今後の理事会等での検討課題も含めて、下記の通り意見書を併記します。

### 1.監查期間

平成 27 年 4 月 1 日~平成 28 年 3 月 31 日

(下記③については、平成27年1月1日~平成28年3月31日)

### 2.監査日時及び場所

平成28年6月20日13時より、中西印刷株式会社様本社(京都市上京区)にて。

### 3.監查対象

- ① 平成27年度 日本NPO学会 一般会計
- ② 平成27年度 日本NPO学会 学会賞特別会計
- ③ 平成27年度 日本NPO学会 震災特別プロジェクト特別会計

### 4.意見書

① 一般会計の予算決算の大幅な差異の原因について

「その他謝金」及び「事務局旅費」の大幅な予算超過については、予算設定時に想定されていなかった理事会・特別委員会の多数回開催に伴う費用の発生による差異であり、やむを得ない差異であると考えます。今後、このような場合に補正予算が必要か否かの検討の余地はあると思われます(参考までに、当任意団体が研究対象の一つとしている特定非営利活動法人にあってはその会計原則(特定非営利活動促進法第27条)から予算準拠原則は平成15年改正にて削除されています)。

② 総会開催時期又は決算期の変更について

4月~翌年3月の決算期で総会を3月に開催しているということは、1年前の事業報告・ 決算報告を行い、ほぼ完了している年度についての予算と計画を総会で審議されていること であり、総会開催時期又は決算期を変更する等による、こうした現状の是正を期待します。

③ 震災特別プロジェクト完了について

4年間の長きにわたってご尽力いただいた武田薬品工業株式会社様及び活動に携わられた 関係者の皆様の活動を評価させて頂きます。

以上のとおり報告いたします。

監 事 井上 小太郎



監 事 各務 克郎



### 日本NPO学会一般会計 2016年度収支見通し

勘定科目	2015年度	2016年度予算	2016年度
	決算	予算	収支見通し
経常収入総額	8, 638, 886	9, 700, 000	6, 669, 528
<b>企</b> 典	9 457 000	0 450 000	6, 499, 000
<b>会費</b>	<b>8, 457, 000</b> 6, 243, 000	<b>9, 450, 000</b> 6, 700, 000	5, 909, 000
年会費	617, 000	700, 000	580, 000
過年度会費 セミナー会費	017,000	50, 000	
	1, 597, 000	2, 000, 000	10, 000
大会参加費等		200, 000	0
寄付・助成金	18, 821		0
助成金	, and the second	100, 000	0
寄付	18, 821	100, 000	F0, 000
販売	110,000	50, 000	59, 000
利子	53, 065	0	111 500
その他収入	0	0	111, 523
  経常支出総額	11, 067, 731	8, 820, 000	5, 308, 265
在市人山心族	11,007,701	0, 020, 000	0, 000, 200
 謝金	3, 394, 950	2, 800, 000	676, 590
事務局謝金	1, 606, 000	2, 000, 000	676, 590
講師謝金	196, 000	100, 000	070, 030
その他謝金	1, 592, 950	700, 000	0
業務委託費	1, 036, 800	1, 000, 000	1, 360, 593
旅費	2, 582, 186	1, 300, 000	1, 211, 707
事務局旅費	2, 209, 878	600, 000	1, 185, 567
講師旅費	136, 994	200, 000	1, 100, 007
その他旅費	235, 314	500, 000	26, 140
会議費	297, 576	100, 000	231, 256
物品購入費	285, 426	300, 000	218, 327
通信費	778, 032	600, 000	505, 607
郵送料	402, 055	400, 000	329, 486
その他通信費	375, 977	200, 000	176, 121
印刷費	2, 199, 520	2, 140, 000	1, 104, 185
ニューズレター	560, 864	540, 000	279, 504
学会誌	1, 036, 800	1, 000, 000	824, 681
概要集	381, 240	400, 000	0
その他	220, 616	200, 000	0
<b>懇親会費</b>	390, 000	380, 000	0
その他(雑費・予備費等)	103, 241	200, 000	0
学会賞特別会計繰入	0	0	0
A many face 1.0 to 4 species (4.1 distants of		•	
当期収支差額	-2, 428, 845	880, 000	1, 361, 263
前年度繰越金	5, 444, 740	3, 015, 895	3, 015, 895
次年度繰越金	3, 015, 895	3, 895, 895	4, 377, 158

### 日本 NPO 学会 · 2016 年度事業報告

2017年3月26日

### I. 大会・セミナー等の開催

- 第19回年次大会を開催するために、大会運営委員会を設置した(委員長:田中敬文会員)
- 2016年8月31日~9月1日にかけて、樽見弘紀会員を委員長にサマーセミナー(北海道大学)を開催した。
- 2016年7月、ニューヨーク市立大学ハンター校のジェームズマンディバーグ氏を講師に研究会を開催した。
- 2016年3月26日に、総会および公開フォーラム(日比谷図書文化館)を開催した。

#### Ⅱ. 機関誌等の編集・発行

- 1. ニューズレター
- 2016年度内に2回発行し、全会員に配布するとともに、各地のNPOセンター、図書館等に配布した。
- Vol.18 No.1 (通巻 66 号、2016 年 9 月)、Vol.18 No.2 (通巻 67 号、2017 年 3 月)
- 2. 『ノンプロフィット・レビュー(The Nonprofit Review)』
- 2016年度は、第16巻として、年度内に1回刊行し、会員に配布した。Vol.16 No.1 (6月号、2016年9月)
- 発行済みの Vol.16 No.1 を、オンラインジャーナルとして J-STAGE を通じて公開した。
- Vol.16 No.2 については Vol.17 No.1 との合併号とする
- 3. ディスカッションペーパーシリーズにおける研究成果の公開
- JANPORA ディスカッションペーパー (学術誌掲載前の論文) を継続して、学会ホームページで PDF 形式 により論文を公開した。

#### Ⅲ. 日本 NPO 学会賞

• 林雄二郎初代会長の寄付により創設された「日本 NPO 学会賞」の第 15 回において、新川達郎会員を選考 委員長とする学会賞選考委員を承認し、候補作品の公募を行った。

### Ⅳ. 広報、会員基盤、会員交流の充実

- 学会の内容について一層の充実を図るため、年次大会のページを始め、公式ホームページの随時更新を行った。 (http://www.janpora.org)
- ホームページやニューズレターなどを用いて、学会の広報および会員基盤の充実を図った。
- ニューズレター等を、全国のNPOセンター、主要大学、図書館、隣接学会会員などに配布した。

### V. 国際研究ネットワークとの交流と充実に向けて

- NPO・NGO・市民社会・ボランティアなどの研究に関する国際的な学会やネットワーク(ARNOVA, ISTR など)に対して、会員の海外研究発表を奨励することを目的に、ニューズレターによる活動紹介などを行った。
- ARNOVA、ISTR などの国際学会に本学会会員が多数参加し、研究報告を行うなどの研究交流を行った。

### Ⅵ. 事務局·理事会関係

• 学会事務局を札幌事務局(樽見弘紀会員の研究室から宮城事務局(石田祐会員の研究室)に移行する作業を 進め3月末をもって移行完了した(会員管理について中西印刷(京都事務局)に委託)。

- 学会理事会の議事録(4月、6月、1月)を公開した。
- 第8期理事会からの申し送り事項をもとにしながら、学会運営のあり方を理事会で検討した。
- 5つの委員会(組織運営委員会、ノンプロフィット・レビュー編集委員会、大会運営委員会、学会賞選考委員会、学術研究委員会)を設置し、それぞれ担当理事を決め、委員長を常務理事とした(常務理事はそれぞれ、初谷勇会員、松永佳甫会員、田中敬文会員、新川達郎会員、藤井敦史会員)。

以上

### 日本 NPO 学会 · 2017 年度事業計画

2017年3月26日

#### I. 大会・セミナー等の開催

- 第19回年次大会を、東京学芸大学(東京都)において、田中敬文会員を大会運営委員長とし、2017年5月 13日(土)~14日(日)に開催する。
- セミナーや研究会等を開催し、会員の研究交流の活性化を図る。
- スタディーグループの募集を行い、実践を踏まえた学術研究活動の活性化を図る。

### Ⅱ. 機関誌等の編集・発行

- 1. ニューズレター
- 2017 度内に 2回 (2017年9月、2018年3月) 発行し、全会員に配布する。

#### 2. 『ノンプロフィット・レビュー (The Nonprofit Review)』

- 2017年度は、Vol.17として、年度内に2回(6月および12月)刊行する。
- なお、Vol.17 No.1 については Vol.16 No.2 との合併号として刊行する。

#### 3. ディスカッションペーパーシリーズの発行

● 年次大会報告論文などを始め、学会会員での議論を促進し、より有益な研究成果を社会に還元できるよう、 JANPORA ディスカッション・ペーパー(学術誌掲載前の論文)として、学会ホームページで論文を PDF ファイル形式で公開する。

### Ⅲ. 日本 NPO 学会賞

• 「日本NPO学会賞」の公募を行い、学会賞選考委員会において受賞作品を選定、表彰する。

#### Ⅳ. 広報、会員基盤、会員交流の充実

- 学会の公式ホームページの内容について、一層の充実を図る。
- ニューズレターや機関誌などを充実して、学会の広報および会員基盤の充実を図る。

### V. 国際研究ネットワークとの交流・連携

- NPO・NGO・市民社会・ボランティア・社会起業などの研究に関する国際的な学会・研究ネットワーク (ARNOVA, ISTR など)との交流・連携の強化を図り、会員の海外研究発表を奨励するとともに、ニュー ズレターによる活動紹介などを行う。
- 国際交流を促進するため委員会等の設置を行う。

#### VI. 事務局·理事会関係

- 理事会で学会の運営のあり方について引き続き検討する。
- 学会の魅力向上を図るためのプログラムを検討し、実施する。
- 20回記念大会にむけて、記念シンポジウム等準備を進める。

以上

### 日本NPO学会一般会計 2017年度予算案

勘定科目	2015年度	2016年度予算	2016年度	2017年度
	決算	予算	収支見通し	予算案
経常収入総額	8, 638, 886	9, 700, 000	6, 669, 528	9, 730, 000
人曲	0.457.000	0 450 000	C 400 000	0 000 000
<b>会費</b>	8, 457, 000	9, 450, 000	6, 499, 000	9, 380, 000
年会費	6, 243, 000	6, 700, 000	5, 909, 000	7, 200, 000
過年度会費	617, 000	700, 000	580, 000	600, 000
セミナー会費	1, 597, 000	50, 000	10, 000	300, 000
大会参加費等	18, 821	2, 000, 000 <b>200, 000</b>	0 <b>0</b>	1, 280, 000
<b>寄付・助成金</b> 助成金	10, 021	100, 000	0	<b>200, 00</b> 0
	18, 821	100, 000	0	100, 000
<u></u>	110, 000	50, 000	59, 000	150, 000
利子	53, 065	0	59,000	130, 000
その他収入	0	0	111, 523	
College		J	111, 020	
経常支出総額	11, 067, 731	8, 820, 000	5, 308, 265	9, 730, 000
	3, 394, 950	2, 800, 000	676, 590	2, 550, 000
事務局謝金	1, 606, 000	2, 000, 000	676, 590	1, 500, 000
講師謝金	196, 000	100, 000	070, 030	200, 000
その他謝金	1, 592, 950	700, 000	0	850, 000
業務委託費	1, 036, 800	1, 000, 000	1, 360, 593	1, 000, 000
旅費	2, 582, 186	1, 300, 000	1, 211, 707	1, 800, 000
事務局旅費	2, 209, 878	600, 000	1, 185, 567	1, 400, 000
講師旅費	136, 994	200, 000	0	200, 000
その他旅費	235, 314	500, 000	26, 140	200, 000
会議費	297, 576	100, 000	231, 256	500, 000
物品購入費	285, 426	300, 000	218, 327	300, 000
通信費	778, 032	600, 000	505, 607	600, 000
郵送料	402, 055	400, 000	329, 486	400, 000
その他通信費	375, 977	200, 000	176, 121	200, 000
印刷費	2, 199, 520	2, 140, 000	1, 104, 185	2, 510, 000
ニューズレター	560, 864	540, 000	279, 504	560, 000
学会誌	1, 036, 800	1, 000, 000	824, 681	1, 650, 000
概要集	381, 240	400, 000	0	200, 000
その他	220, 616	200, 000	0	100, 000
学術推進費				500, 000
懇親会費	390, 000	380, 000	0	350, 000
その他(雑費・予備費等)	103, 241	200, 000	0	120, 000
学会賞特別会計繰入	0	0	0	
当期収支差額	-2, 428, 845	880, 000	1, 361, 263	C
前年度繰越金	5, 444, 740	3, 015, 895	3, 015, 895	4, 377, 158
次年度繰越金	3, 015, 895	3, 895, 895	4, 377, 158	4, 377, 158

## 日本NPO学会会則新旧対照表

改正後会則	現行会則	改正理由等
第1章 総則	第1章 総則	
第1条(名称)	第1条(名称)	
本会の名称は、日本NPO学会(英語名:Japan NPO Research	同左	
Association) とする。		
第2条(目的)	第2条(目的)	・NPO、NGOの概念の多様性、社会的企業の台頭及び非営
本会は、NPO、NGO、ボランティア、フィランソロピーな	本会は、NPO、NGO、ボランティア、フィランソロピーな	利活動全般を研究対象の視野に入れることを考慮した表現に
ど、民間非営利活動に関する研究 <u>及び</u> 活動成果の発表と交流、	ど、民間非営利活動に関する研究および活動成果の発表と交	改めるべきとの問題提起もあったが、より慎重に時間をかけて
教育の普及を行い、もって社会に貢献することを目的とする。	流、教育の普及を行い、もって社会に貢献することを目的とす	討議を重ねたいとの考えから今回の改正は見送る。
	る。	<ul><li>・法令用語のルールによる修正(および→及び)。</li></ul>
第3条 (事業)	第3条(事業)	・法令用語のルールによる修正(および→及び、そのほか→そ
本会は、次の事業を行う。	本会は次の事業を行う。	の他)。
(1) <u>研究会、</u> 研究大会 <u>及び</u> 講演会の開催	(1) 研究大会 <u>および</u> 講演会の開催	・研究会等の根拠規定について、
(2) 機関誌、会員の研究成果の刊行及び配付	(2) 機関誌、会員の研究成果の刊行 <u>および</u> 配付	▶「パブコメ結果」 1 - 1 参照。
(3) 学会賞の選考及び授与	(3) 学会賞の選考及び授与	
(4) 研究と教育の発展を図るための国際交流	(4) 研究と教育の発展を図るための国際交流	
(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業	(5) その <u>ほか</u> 本会の目的を達成するために必要な事業	
第2章 会員	第2章 会員	
第4条 ( <u>会員</u> )	第4条(個人会員)	・賛助会員には団体の加入も許容しているので、現行の表題「個
1 本会の会員は、次の2種類とする。	本会の会員は、次の2種類とする。	人」を削除する。
(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人	(1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人	・個人会員のみを本学会の「社員」としているため、よりふさ
(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人	(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又	わしい字句として「正会員」と改める。以下関連条文において
又は団体	は団体	同じ。
2 会員に関する細則は、会員総会の承認を得て別に定める。		・「会員細則」を下位規則として設けることとする。

		・「会員細則」は会員に関する権利義務を規定するものである
		から会員総会決議事項とする。
第5条 (正会員の入会)	第5条(個人会員の入会)	法令用語のルールによる修正(もの→者)。
<u>正</u> 会員として入会しようとする <u>者</u> は、入会届を会長に提出し、	個人会員として入会しようとする <u>もの</u> は、入会届を会長に提出	
理事会の承認を受けなければならない。	し、理事会の承認を受けなければならない。	
第6条(賛助会員の入会)	第6条 (賛助会員の入会)	法令用語のルールによる修正 (もの→者)。
賛助会員として入会しようとする <u>者</u> は、入会届を会長に提出	賛助会員として入会しようとする <u>もの</u> は、入会届を会長に提出	
し、理事会の承認を受けなければならない。	し、理事会の承認を受けなければならない。	
第7条 (会費)	第7条 (会費)	・会費は会員細則において規定することする。
1 会員は、 <u>会員細則</u> に定める会費を納入しなければならな	1 会員は、総会においてに定める会費を納入しなければなら	
V'o	ない。	
2 会員が納入した会費は、その理由を問わず、これを返還し	2 会員が納入した会費はその理由を問わず、これを返還しな	
ない	V <sub>o</sub>	
第8条 (会員資格の喪失)	第8条 (会員資格の喪失)	
正会員及び賛助会員は、退会届を会長に提出し任意に退会する	個人会員及び賛助会員は、退会届を会長に提出し任意に退会す	
ことができるほか、以下の事由によってその資格を喪失する。	ることができるほか、以下の事由によってその資格を喪失す	
(1) 死亡(団体の場合は解散)	る。	
(2) 3 年以上の会費の滞納	(1) 死亡 (団体の場合は解散)	
(3) 総会において除名を決定した場合	(2) 3年以上の会費の滞納	
	(3) 総会において除名を決定した場合	
第9条 (懲戒)	第9条(懲戒)	・「除名」は会員の資格を剥奪する最も厳しい懲戒処分に当た
1 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の	1 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の	るため、総会の決議については「出席会員の3分の2」ではな
決議によって、当該会員を <mark>懲戒</mark> することができる。	決議によって、当該会員を <mark>除名又は懲戒</mark> することができる。 <u>た</u>	く「正会員総数」を分母とすることとする。
(1)法令又は本会則 <u>若しくは</u> 本会の定める規則等に違反した	だし、除名する場合は、理事会の決議に加え、総会において出	・本会の正会員総数及び過去の総会出席者数等を踏まえ、第1
とき	席会員の3分の2以上の決議がなければならない。また、当該	項の総会における「正会員総数の3分の2以上の決議」につい
(2) 本会の名誉又は信用を傷つけ、又は目的に反する行為を	会員に対し、総会で決議する前に弁明の機会を与えなければな	ては、規定の実効性を確保するため、総会を欠席した正会員の
するなど、会員としての品位を損なう行為をしたとき	<u>らない。</u>	表決手続(他の正会員への表決の委任など実務上最も適当な方
(3) その他懲戒すべき正当な事由があるとき	(1)法令又は本会則 <u>もしく</u> は本会の定める規則等に違反した	法を含む)について、本条 <mark>及び</mark> 別途制定を <mark>予定している「</mark> 懲戒

2 会員を除名する場合は、理事会の決議に加え、総会におい
て <mark>正会員総数</mark> の3分の2以上の決議がなければならない。ま
た、当該会員に対し、総会で決議する前に弁明の機会を与えた
ければならない。
3 除名以外の懲戒の種別並びに除名等の懲戒手続きに関し
て必要な細則は、理事会 <mark>において</mark> 別に定める。

とき。

- (2)本会の名誉又は信用を傷つけ、又は目的に反する行為を するなど、会員としての品位を損なう行為をしたとき。
  - (3) その他懲戒すべき正当な事由があるとき。
- 2 除名以外の懲戒の種別並びに<mark>懲戒手続き</mark>に関して必要な 細則は、理事会<mark>で</mark>別に定める。

細則」に明確に規定する必要が<mark>ある。</mark>

- ・その他、本条の改正の考え方については、
- ▶「パブコメ結果」1-2、2-1、2-2参照。
- ・法令用語のルールによる修正(もしくは→若しくは)。
- ・下位規程の理事会への委任条項は「~に関して必要な細則は、 理事会において別に定める」と以下各条文において統一する。

#### 第3章 総会

#### 第10条(定時総会)

- 1 本会は、毎年一回定時総会を開催する。
- 2 総会は、正会員をもって構成する。
- 3 総会は、本会則で定める以下のもののほか、解散その他の │ 3 総会は、本会則で定めるもののほか、以下の事項について │ 本会の運営に関する重要事項について議決する。
- (1) 本会則の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4)役員の選任又は解任
- (5) 会員細則の制定及び改廃
- (6) 顧問の選任又は解任

#### 第3章 総会

- 第10条(定時総会)
- 1 本会は毎年一回総会を開催する。
- 2 総会は、個人会員をもって構成する。
- 議決する。
- (1) 本会則の変更
- (2)解散
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5)役員の選任又は解任
- (6) 会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

- ・現条文では「本会則で定める者のほか、以下の事項について 議決する」と規定しているが、現(1)及び(3)~(6)は すべて会則で規定しているので「本会則で定めるもののほか」 には該当しないため修文が必要。
- ・現(3)の「事業計画及び収支予算」については、理事会に より決定し、総会への報告事項とするため削除(第29条改正 理由参照)。
- ・現(6)の「会費の額」は新たに制定する「会員細則」にお いて規定するため削除。
- ・会員の除名は現行会則、改正細則とも総会の決議事項として いるため、追加。
- ・「会員細則」の制定、改廃を総会決議事項としたため(改正 会則第4条第2項)追加。
- ・本会則で規定されてここに記載されていない議決事項として 「顧問の承認」(改正・現会則とも第17条)が規定されてい るため追加。
- ・(2)の解散は、現行会則、改正細則ともに規定していない ので号の規定からは削除し、新3項本文に含めて規定する。
- (7)の「その他運営に関する重要事項」は本会則で定める 具体的な事項ではなく、その都度重要と判断される事項である

		ため、新3項本文に規定する。
		・なお、代議員制について、
		▶「パブコメ結果」 1 − 4 参照。
		・また、総会の定足数について、
		▶「パブコメ結果」 1 - 5 参照。
第11条(臨時総会)	第11条(臨時総会)	・監事の会員総会招集権は、非営利組織の機関設計としては一
臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。	次の各号のいずれかに該当する場合に臨時総会を開催する。	般的ではないことから、現行会則第3号は削除し、一定の事由
(1) 理事会が必要と認めたとき	(1) 理事会が必要と認めたとき。	がある場合において、理事会に対して総会の招集を請求する権
(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面	(2)会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によ	利に代える。
によって開催の請求があったとき	って開催の請求があったとき。	なお、第12条2項により、監事から請求があったときも会長
(3)第17条第5項2号の規定に基づき監事より開催の請求	(3) 監事から招集があったとき。	は総会を開催する義務があり、監事の権限を実質的に縮小する
<u>があったとき</u>		ものではない。
第12条 (総会の招集)	第12条(総会の招集)	・前条の改正に伴うもの
1 総会は、会長が招集する。	1 総会は、監事から招集があった場合を除き、会長が招集す	
2 前条2号又は3号により招集の請求があった場合は、会長	る。	
はその日から50日以内に臨時総会を開催しなければならな	2 前条2号により招集の請求があった場合は、会長はその日	
l'o	から50日以内に臨時総会を開催しなければならない。	
3 総会を招集するときは、日時、場所、審議事項を記載した	3 総会を招集するときは、日時、場所、審議事項を記載した	
書面をもって、少なくとも20 日前までに通知しなければな	書面をもって、少なくとも20日前までに通知しなければなら	
らない。	ない。	
第13条(議長)	第13条 (議長)	
総会の議長は、会長が行う。会長に事故あるときは副会長が行	同左	
い、副会長に事故あるときは総会において選任した者が行う。		
第14条(議決)	第14条(議決)	・現会則では、議長は最初の投票において議決権を行使し、さ
1 総会の議決事項は、本会則に特に定めがない限り、出席正	総会の議決事項は、本会則に特に定めがない限り、出席 <u>個人</u> 会	らに可否同数の場合採決権を行使することになる。こうした例
会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する	員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると	は、公益認定法の解釈でも、一人1票の原則に反し、無効であ
ところとする。	ころとする。	るとされている(平成 20 年 10 月 10 日内閣府公益認定等委員
2 正会員総数の3分の2以上をもって決する議決事項にお		会「公益認定のための定款について」)。

いては、正会員は他の正会員を代理人とする議決権の行使、書		この法理は、広く一人1票を原則とする社員総会全般に適用さ
面による議決権の行使または電磁的方法による議決権の行使		れるものと解されるため、議長は最初の決議には議決に加わら
ができる。可否同数のときは、議長の決するところとする。		ないことを明記する。
3 前2項の場合において、議長は正会員として議決に加わる		・正会員総数の3分の2以上をもって決する議決事項(除名及
<u>ことができない。</u>		び解散)について、「議決権の代理行使等」について会則本則
		において明確に規定する。
		▶「パブコメ結果」 1-3参照。
第15条 (議事録)	第15条 (議事録)	・議長一人の署名では、議事録の信ぴょう性を十分に担保でき
総会の議事については、議事録を作成し、議長及び総会にお	総会の議事については、議事録を作成し、 <u>議長が</u> 記名押印する。	ないので、一般慣例に従って、総会で選定された議事録署名人
いて選定された議事録署名人2名の合計3名が記名捺印する。		2名の記名押印を要件とする。
		・なお、議事録を含む当学会の情報公開については、①公開対
		象書類、②公開相手方(会員・一般社会)、③公開方法(ホー
		ムページ、事務所備え置き閲覧、その他)、④公開期間(何年
		間)を総合的に決定する必要があり、今後改めて詳細を検討す
		ることとする。
第4章 役員 <u>等</u>	第4章 役員	ることとする。 第4章に顧問規定を含むため章名を「役員等」とする。
<b>第4章 役員<u>等</u></b> 第16条(役員)	<b>第4章 役員</b> 第16条(役員)	<b>3</b> – <b>3 3 7 3 9</b>
· · · · · · · · · · · · · · · ·		第4章に顧問規定を含むため章名を「役員等」とする。
第16条(役員)	第16条(役員)	第4章に顧問規定を含むため章名を「役員等」とする。 ・理事はあくまで現行会則10条3項5号により、会員総会の
第16条(役員) 1 本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名	第16条(役員) 1 本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名以	第4章に顧問規定を含むため章名を「役員等」とする。 ・理事はあくまで現行会則10条3項5号により、会員総会の 専決事項である。現行会則16条第2項「投票により選出する」
第16条(役員) 1 本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名 以内を置く。	第16条(役員) 1 本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名以 内を <u>おく</u> 。	第4章に顧問規定を含むため章名を「役員等」とする。 ・理事はあくまで現行会則10条3項5号により、会員総会の 専決事項である。現行会則16条第2項「投票により選出する」 という表現は不適切でありあくまで投票により選出された者
第16条(役員) 1 本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名以内を置く。 2 理事のうち、各1名を会長及び副会長とし、必要により常	第16条(役員) 1 本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名以内を <u>おく。</u> 2 理事は、前任者の任期満了2か月前までに、普通会員の投	第4章に顧問規定を含むため章名を「役員等」とする。 ・理事はあくまで現行会則10条3項5号により、会員総会の専決事項である。現行会則16条第2項「投票により選出する」という表現は不適切でありあくまで投票により選出された者は候補者であることを明記する(新会則16条の2第1項)。
第16条(役員) 1 本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名以内を置く。 2 理事のうち、各1名を会長及び副会長とし、必要により常	第16条(役員) 1 本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名以内を <u>おく</u> 。 2 <u>理事は、前任者の任期満了2か月前までに、普通会員の投票により選出する。</u>	第4章に顧問規定を含むため章名を「役員等」とする。 ・理事はあくまで現行会則10条3項5号により、会員総会の専決事項である。現行会則16条第2項「投票により選出する」という表現は不適切でありあくまで投票により選出された者は候補者であることを明記する(新会則16条の2第1項)。・現行会則16条6項「監事は会長が委嘱し」はガバナンス上
第16条(役員) 1 本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名以内を置く。 2 理事のうち、各1名を会長及び副会長とし、必要により常務理事若干名を置くことができる。	第16条(役員)  1 本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名以内を <u>おく</u> 。  2 理事は、前任者の任期満了2か月前までに、普通会員の投票により選出する。  3 投票によって選出された理事における互選によって会長	第4章に顧問規定を含むため章名を「役員等」とする。 ・理事はあくまで現行会則10条3項5号により、会員総会の 専決事項である。現行会則16条第2項「投票により選出する」 という表現は不適切でありあくまで投票により選出された者 は候補者であることを明記する(新会則16条の2第1項)。 ・現行会則16条6項「監事は会長が委嘱し」はガバナンス上 問題であり、「理事会が推薦し」と改める。この場合、文理上
第16条(役員) 1 本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名以内を置く。 2 理事のうち、各1名を会長及び副会長とし、必要により常務理事若干名を置くことができる。 第16条の2(選任等)	第16条(役員) 1 本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名以内を <u>おく。</u> 2 理事は、前任者の任期満了2か月前までに、普通会員の投票により選出する。 3 投票によって選出された理事における互選によって会長及び副会長各1名を選任する。	第4章に顧問規定を含むため章名を「役員等」とする。 ・理事はあくまで現行会則10条3項5号により、会員総会の専決事項である。現行会則16条第2項「投票により選出する」という表現は不適切でありあくまで投票により選出された者は候補者であることを明記する(新会則16条の2第1項)。・現行会則16条6項「監事は会長が委嘱し」はガバナンス上問題であり、「理事会が推薦し」と改める。この場合、文理上「理事会とは改選前の理事会」が「改選後の監事を推薦し」と
第16条(役員) 1 本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名以内を置く。 2 理事のうち、各1名を会長及び副会長とし、必要により常務理事若干名を置くことができる。  第16条の2(選任等) 1 理事は、第2項に規定する理事候補者選挙管理委員会が提	第16条(役員) 1 本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名以内をおく。 2 理事は、前任者の任期満了2か月前までに、普通会員の投票により選出する。 3 投票によって選出された理事における互選によって会長及び副会長各1名を選任する。 4 必要により理事の中から互選により常務理事若干名を置	第4章に顧問規定を含むため章名を「役員等」とする。 ・理事はあくまで現行会則10条3項5号により、会員総会の専決事項である。現行会則16条第2項「投票により選出する」という表現は不適切でありあくまで投票により選出された者は候補者であることを明記する(新会則16条の2第1項)。・現行会則16条6項「監事は会長が委嘱し」はガバナンス上問題であり、「理事会が推薦し」と改める。この場合、文理上「理事会とは改選前の理事会」が「改選後の監事を推薦し」となる(新会則16条の2第4項)。本来は監事候補者も投票により選出することが、より適切ではあるが、理事と監事に分け
第16条(役員)  1 本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名以内を置く。  2 理事のうち、各1名を会長及び副会長とし、必要により常務理事若干名を置くことができる。  第16条の2(選任等)  1 理事は、第2項に規定する理事候補者選挙管理委員会が提出する理事候補者の中から、総会における決議によって選任す	第16条(役員) 1 本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名以内を <u>おく。</u> 2 理事は、前任者の任期満了2か月前までに、普通会員の投票により選出する。 3 投票によって選出された理事における互選によって会長及び副会長各1名を選任する。 4 必要により理事の中から互選により常務理事若干名を置くことができる。	第4章に顧問規定を含むため章名を「役員等」とする。 ・理事はあくまで現行会則10条3項5号により、会員総会の専決事項である。現行会則16条第2項「投票により選出する」という表現は不適切でありあくまで投票により選出された者は候補者であることを明記する(新会則16条の2第1項)。・現行会則16条6項「監事は会長が委嘱し」はガバナンス上問題であり、「理事会が推薦し」と改める。この場合、文理上「理事会とは改選前の理事会」が「改選後の監事を推薦し」となる(新会則16条の2第4項)。本来は監事候補者も投票により選出することが、より適切ではあるが、理事と監事に分けて2回投票を実施することとなり、事務的負担が極めて過大と

して必要な細則は、理事会において別に定める。

- 3 会長、副会長及び常務理事は理事会の互選により選定す る。
- 4 監事は、理事会がこれを推薦し、総会の承認を得て選任す

6 監事は、会長がこれを委嘱し、総会の承認を得て選任する。

(監事)を推薦するという現行会則上におけるガバナンス上の 衝突を回避したものである。

・新会則第16条の2第2項に定める選挙管理委員会の組織と 任務については、別途定める細則による。なお、今期の理事候 補者選挙を管理した選挙管理委員会は、同第18条第1項に定 める再任が想定されない理事(連続3期務めた理事)により構 成された。

### ▶「パブコメ結果」1-7も参照。

- ・法令用語のルールによる修正(おく→置く)。
- ・以上を修正しさらに、「役員の種類及び人数」と「選任手続 き」を二つの条に分ける。
- 下位規程委任条項の統一

### 第17条(役員の職務)

- 1 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- 長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は学会の業務を分担する
- 4 理事は、理事会を構成し、本会則及び理事会の議決に基づ 4 理事は、理事会を構成し、本会則及び理事会の議決に基づ き、本会の業務を執行する。
- 5 監事は、理事会に出席するとともに、次に掲げる職務を行 5 監事は、理事会に出席するとともに、次に掲げる職務を行
- (1)理事の業務執行の状況及びこの本会の財産の状況を監査 する。
- (2)業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則定 に総会の招集を請求することができる。
- (3) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、 (3) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、

#### 第18条(役員等の職務)

- 1 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会 2 長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 3 常務理事は学会の事務を分担する。

  - き、本会の業務を執行する。

  - (1)理事の業務執行の状況及びこの本会の財産の状況を監査 する。
- (2)業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則定 款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これ|款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これ を総会に報告する。報告をするため必要がある場合には、会長 | を総会に報告する。報告をするため必要がある場合には、総会 を招集する。

- ・現行会則第3項「事務を分担する」は「業務を分担する」が 適切。
- 現行会則第5項2号「総会を招集する」は「総会の招集を会 長に請求することができる」に改正。(第11条の改正理由参
- ・現行会則第18条第6項に規定する顧問は役員ではないた め、改正会則第20条で別に規定する。

理事に意見を述べ、必要があれば <u>会長に</u> 理事会の招集を請求す	理事に意見を述べ、必要があれば理事会の招集を請求する。	
る <u>ことができる</u> 。	6 顧問は、本会の活動について助言を行う。	
第18条(役員の任期)	第19条(役員の任期)	・現行会則第19条第1項の「会長・副会長・常務理事・理事
1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち	1 <u>会長・副会長・常務理事・</u> 理事の任期は、 <u>2 年とし</u> 再任	の任期は~」のうち、役付き理事の任期は理事としての任期に
最終のものに関する定時総会終結の時までとし、再任を妨げな	を妨げない。ただし連続4期務めることはできない。	合致しているため、「会長・副会長・常務理事」は削除する。
い。ただし連続4期務めることはできない。	2 監事の任期は4年とする。ただし連続2期務めることはで	・「2年とし」は任期の始期と終期が明確でなく極めて曖昧な
2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち	きない。	表現であるため、一般法人法や会社法の規定に倣い明確化し
最終のものに関する定時総会終結の時までとし、ただし連続2	3 前2項において、前任者の任期の末日において後任の役員	た。
期務めることはできない。	が選出されていないときは、前任者は、任期満了後においても、	
3 前2項において、前任者の任期の末日において後任の役	新役員就任のときまでその職務を行わなければならない。	
員が選出されていないときは、前任者は、任期満了後において		
も、新役員就任のときまでその職務を行わなければならない。		
第19条 (解任)	第20条 (解任)	・顧問の解任については、改正会則第20条で規定する。
役員が、何らかの事由によってその職務の執行ができないと認	役員 <u>もしくは顧問が</u> 、何らかの事由によってその職務の執行が	・法令用語のルールによる修正(もしくは→又は)。
められるとき、 <u>又は</u> 職務上の義務違反その他役員としてふさわ	できないと認められるとき、 <u>もしくは</u> 職務上の義務違反その他	
しくない行為があったときその他正当な事由があるときは、事	役員としてふさわしくない行為があったときその他正当な事	
前の弁明の機会を与えた上で、総会の議決により、これを解任	由があるときは、事前の弁明の機会を与えた上で、総会の議決	
することができる。	により、これを解任することができる。	
第20条(顧問)	第17条(顧問)	・現行会則第18条第6項を改正会則第20条第3項として規
1 本会に顧問を置くことができる。	1 本会に顧問を置くことができる。	定する。
2 顧問は、会長が推薦して総会において承認する。	2 顧問は会長が推薦して総会において承認する。	・現行会則第20条で規定する顧問の解任は、改正会則第20
3 顧問は、本会の活動について助言を行う。		条第4項で規定する。
4 顧問の解任については前条の規定を適用する。		
第21条(報酬等)	第21条(報酬等)	
1 役員及び顧問は、無報酬とする。	同左	
2 役員及び顧問には、その職務を執行するために要した費用		
を弁償することができる。		
第5章 理事会	第5章 理事会	

第22条(構成)	第22条(構成)	・第2項但し書きは当然のことであり削除した。
1 理事会は、理事をもって構成する。	1 理事会は、理事をもって構成する。	
2 理事会の議長は、出席理事の意見を聞いたうえで理事会へ	2 理事会の議長は、出席理事の意見を聞いたうえで理事会へ	
の第1項に定める構成員以外の者の出席を認めることができ	の第1項に定める構成員以外の者の出席を認めることができ	
る。	る。ただし、出席者は議決権を有せず、必要に応じ議長は退席	
	を命じることができる。	
第23条(権能)	第23条(権能)	
理事会は、本会則で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決	同左	
する。		
(1) 総会に付議するべき事項		
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項		
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項		
第24条(開催)	第24条 (開催)	・現行会則第18条第5項第3号及び改正会則第17条第5項
1 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事総数の5分	理事会は、会長が必要と認めたとき、もしくは理事総数の5分	第3号において、一定事由ある場合、監事が理事会の開催請求
の1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催	の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催	ができることを規定している。かかる請求があった場合、会長
の請求があったときに、会長 <u>又は請求した理事</u> が招集して開催	の請求があったときに、会長が招集して開催する。	に理事会開催を義務付けるものとし、監事の実質的権限を確保
する。		する。
2 第17条第5項第3号の規定に基づき監事から会議の目		・法令用語のルールによる修正(もしくは→又は)。
的を記載した書面によって開催の請求があったとき、会長は理		
事会を招集しなければならない。		
第25条(議長)	第25条(議長)	会長・副会長に事故がある場合に加えて、不在のときも規定し
理事会の議長は、会長が当たる。会長に事故あるとき又は不在	理事会の議長は、会長が当たる。会長に事故あるときは副会長	た。理事会改選後の第1回理事会においては、会長・副会長が
のときは副会長が行い、副会長に事故あるとき <u>又は不在</u> のとき	が行い、副会長に事故あるときは、理事会において選任した者	常に不在であることを考慮したもの。
は、理事会において選任した者が行う。	が行う。	
第26条(議決等)	第26条 (議決等)	・議長一人の署名では、議事録の信ぴょう性を担保できないの
1 理事会の議決は、理事現在数の過半数の理事が出席し、出	1 理事会の議決は、理事現在数の過半数の理事が出席し、出	で、一般慣例に従って、総会で選定された議事録署名人2名の
席理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決	席理事の過半数をもって決する。	記名押印を要件とする。
	1	

するところとする。

- して表決を委任することができる。この場合における前項の規一定については、その理事は出席したものとみなす。 定については、その理事は出席したものとみなす。
- 3 理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び理事 | 印する。 会において選定された議事録書名人2名の合計3名が記名押 印する。
- 4 理事会の議決 について、特別利害関係を有する理事は、 その議事の議決に加わることができない。

- 2 やむをえず理事会を欠席する理事は、他の理事を代理人と 2 やむをえず理事会を欠席する理事は、他の理事を代理人と して表決を委任することができる。この場合における前項の規
  - 3 理事会の議事については、議事録を作成し、議長が記名押
  - 4 理事会の議決 について、特別利害関係を有する理事は、 その議事の議決に加わることができない。

#### 第27条(電子メール等による決議)

- 加するメーリングリストその他理事及び監事全員が同時に意 会長が議案を上程し、審議することができる。
- 2 電子メール等による理事会決議に関して必要な細則は、理 2 審議期間は、議案に応じて会長が判断し、議案の上程とと 事会において別に定める。

#### 第27条(電子メール等による決議)

- 1 会長が、理事会において審議決定すべき議案で、かつ早急 ┃ 1 会長が、理事会において審議決定すべき議案で、かつ早急 ┃ な理事会の招集が困難と判断した場合、理事及び監事全員が参│な理事会の招集が困難と判断した場合、理事及び監事全員が参│ 加するメーリングリストその他理事及び監事全員が同時に意 見を表明できる方法(以下「電子メール等」という)によって | 見を表明できる方法(以下「電子メール等」という)によって 会長が議案を上程し、審議することができる。
  - もに明記するものとする。但し、少なくとも5日以上の期間を 設けるものとするが、緊急案件においては、理事及び監事から 異議が無ければその期間を短縮することができる。
  - 3 各理事は審議期間内に、電子メール等にて審議を行い、賛 否の回答をするものとする。
  - 4 審議期間終了日において、理事の過半数の回答が寄せられ た場合には理事会が成立したものとし、議決は回答数の過半数 をもって決する。
  - 5 電子メール等による決議が成立した場合は、会長はその旨 をメーリングリスト等にて理事及び監事全員に報告しなけれ ばならない。
  - 6 電子メール等による理事会決議に関して必要な細則は、理

- ・現行会則第27条第2項から第5項までは詳細な手続き規定 であり、会則の規定としては馴染まないので細則に規定するこ ととし、本条では削除する
- 下位規程委任条項の統一

	事会 <u>で</u> 別に定める。	
第6章 学会賞	第6章 学会賞	
第28条(学会賞)	第28条(学会賞)	・下位規程委任条項の統一
1 本会は、本会の目的に沿う研究の奨励及び業績を表彰する	1 本会は、本会の目的に沿う研究の奨励及び業績を表彰する	
ために学会賞を授与する。	ために学会賞を授与する。	
2 学会賞に関 <u>して</u> 必要な <u>細則</u> は、理事会において <u>別に</u> 定める。	2 学会賞に関する必要な事項は、理事会において定める。	
第7章 会計 <u>、事業計画及び報告<mark>並びに情報公開</mark></u>	第7章 会計及び事業計画	事業報告及び情報公開も規定する章名とする
第29条(事業計画及び予算)	第29条 (事業計画及び予算)	・事業計画・予算については、一般法人法や特定非営利活動促
本会の事業計画及び予算は、理事会が決定して定時総会におい	本会の事業計画及び予算は、理事会が決定して総会の承認を得	進法では社員総会承認事項とせず、社員は事業の結果である事
て報告するものとする。	<u>なければならない</u> 。	業報告・決算を審議し、理事の職務執行の是非を判断する仕組
		みで構築されている。またこの規定があると会員総会は必然的
		に年2回開催が必要となる。このような理由から定時総会への
		報告事項とする。
第30条(事業報告書及び決算)	第30条 (事業報告書及び決算)	法令用語のルールによる修正(3 か月→3箇月)。
会長は、毎事業年度終了後3 <u>箇</u> 月以内に、事業報告書、貸借対	会長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、貸借対	
照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を	照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を	
得なければならない。	得なければならない。	
第31 条(事業年度)	第31条(事業年度)	・3月大会時に総会を開催する従前の慣行によれば、3月末決
本会の事業年度は、毎年4 月1 日に始まり、翌年の3 月3	同左	算では、常に1年前の決算承認となり、第30条による3か月
1日に終わる。		以内の承認を満たさない結果となる。これを充足させるために
		定時会員総会の開催を今後は5月乃至は6月とすることによ
		り解決する。この定時会員総会は、従来、年次大会の際に開催
		されていることから、年次大会の開催も今後は5月乃至6月と
		することとなる。
第31条の2(情報公開)		・「会則、事業計画・報告、収支決算・予算、役員名簿、議事
1 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状		録」等のインターネットによる公開の根拠規定を改正案に追加
況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。		し、これらの詳細を細則で規定する

2 情報公開に関する必要な細則は、理事会において別に定め		▶「パブコメ結果」 1 − 6 参照。
<mark>రం.</mark>		
第8章 会則の変更 <mark>及び解散</mark>	第8章 会則の変更	・第32条の2を追加することに伴う章名の変更
第32条 (会則の変更)	第32条 (会則の変更)	
本会則の変更は、総会において出席正会員の4分の3以上の	本会則の変更は、総会において出席個人会員の4 分の3 以上	
議決を経なければならない。	の議決を経なければならない。	
第32条の2(解散)	(規定なし)	・第10条において、新第3項の本文に含めて規定した「解散」
本会の解散は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決		について、本条で解散規定を設け、「正会員総数の3分の2以
を経なければならない。		上」の特別決議によることを明確にする。
第9章 事務局および各種委員会	第9章 事務局および各種委員会	
第33条(事務局)	第33条(事務局)	・下位規程委任条項の統一
1 本会の運営事務を処理するために事務局を設置する。	1 本会の運営事務を処理するために事務局を設置する。	
2 事務局には、事務局長その他の所要の職員を置くことがで	2 事務局には、事務局長その他の所要の職員を置くことがで	
きる。	きる。	
3 事務局長は、理事会の承認を得て会長がこれを任免する。	3 事務局長は、理事会の承認を得て会長がこれを任免する。	
4 事務局の組織および運営に関して必要な細則は、理事会に	4 事務局の組織および運営については、理事会の議決を経て	
おいて別に定める。	会長が別に定める。	
第34条 (各種委員会)	第34条(各種委員会)	・組織運営委員会、学術研究委員会、大会運営委員会、(学会
1 本会の事業を遂行するため、組織運営委員会、学術研究委	本会の事業を遂行するため、編集委員会、大会運営委員会、学	誌)編集委員会、学会賞選考委員会は会則上の常設委員会とし、
<u>員会、</u> 大会運営委員会、編集委員会、 <u>及び</u> 学会賞選考委員会を	会賞選考委員会を置き、必要によってその他の委員会を設置す	必要に応じて理事会決議によりその他の委員会が設置できる
置き、必要に <u>応じて</u> その他の委員会を <u>理事会の決議により</u> 設置	ることができる。	ことの趣旨を明確化する。
することができる。		・委員は、理事会の決議により会長が任命することとし、理事
2 委員会の委員は、理事会の決議により会長が任命する。		会との関係を明確化する。
3 委員会の組織及び運営に関して必要な細則は、理事会にお		・また各委員会の組織、運営について細則を設けることとする。
いて別に定める。		・委員会のうち、学術研究委員会について、
		▶「パブコメ結果」 1 - 8 参照。
		・下位規程委任条項の統一
第10章 細則	第10章 細則	

第35条(細則)	第35条(細則)	・下位規程委任条項の統一
本会の事業の執行に必要な細則は、理事会において別に定め	本会の事業の執行に必要な細則は、理事会 <u>で</u> 別に定める。	
<b>వ</b> .		
付則	付則	
1 この改正会則は2017年3月26日から施行する	1 この改正会則は、2015年4年1日から施行する。	・2017年3月26日に開催予定の会員総会決議により承認
	2 第19条2項は、施行日時点の監事には適用せず、新たに	された場合、即日施行する。
	選任された監事から適用するものとする。	

番号	関連条文	意見・提案内容	理事会の考え方 (案)
1 - 1	§ 3	(事業)	○「共同調査研究」や各種「研究会」の文言については、第1号に「研
		共同調査研究や、研究大会以外の地方や分野別研究会などが	究会、」の文言を追加する。
		入る規定がよいと考えます。ちなみに、細かいことですが、「配	○「配付」及び「研究と教育の発展を図るための」については、改正
		布」は、市販する可能性を考えれば必要ないかもしれません。	案どおりとする。
		それはその他事業でよいでしょう。「研究と教育の発展を図る	【規定例】※新旧対照表の修文
		ための」という形容句もすべてにかかるべきなので必要ないで	第3条(事業)
		しょう。	本会は次の事業を行う。
			(1) <u>研究会、</u> 研究大会及び講演会の開催
			(2)以下略
			【理由】
			・共同調査研究や研究会については、コメント (No.1-8) のご意見
			にもあるように、これまでの理事会において「スタディグループ」設
			置の提案がなされており、後掲の「委員会」の所管事業としても検討
			されるところであることから、今回の改正案で「研究会」の文言を追
			加し、内容については、各委員会細則等で別途定めることとしたい。
			・「配付」については、会員細則における会員の権利と対応しており、
			無償配付、有償配付の別を問わない文言として残す。
			・「研究と教育の発展を図るための」の文言は、ご指摘のとおりすべ
			ての事業にかかるべきものと考えられるが、「国際交流」事業につい
			ては、その用語の包括性から見て、特に目的を限定する趣旨で注意的
			に規定されているものと理解し、改正案どおりとする。

1-2	§ 9	(除名決議要件)	○「解散」については、「除名」同様、「正会員総数の3分の2」に改		
	§ 10、	・解散や会則改正についても、定足数の定めのない総会議決で	め、「会則変更」は改正案どおり「出席正会員の4分の3」とする。		
	§ 14	なされる一方で、除名だけ全会員の総数の3分の2決議という	【理由】		
	§ 32	のはあまりに不統一のように思います	・「除名」、「解散」、「会則変更」の決議要件の均衡、統一性の確保に		
			ついてのご指摘の趣旨を踏まえ、「解散」については、学会にとって		
			の最重要事項の一つであり、「除名」同様の決議要件とすることが相		
			当と考えられる。		
			・ただ、「会則改正」については、当学会が今後の環境変化に柔軟に		
			対応し、弾力的に会則を改正できるよう、「除名」、「解散」より決議		
			要件を緩和することが適当であると考える。		
2 - 1	§ 9①	(除名決議要件)	○ご意見の「定款変更」は「会則変更」を指すとして、その決議要件		
		・「定款変更」は出席会員の4分の3以上です。(除名が) 定款	については、上記のとおり、改正案どおり「出席正会員の4分の3」		
		よりも決議要件が厳しいのは不自然と考えます。定款を変更す	とする。		
		れば、決議要件を変更できることを考えれば、定款変更よりも	【理由】		
		重い決議要件に実質的に意味がないように思われます。	・「定款変更をすれば、決議要件を変更できることを考えれば、定款		
		・逆に、うっかり誤って極めて問題のある方を会員にしてしま	変更よりも重い決議要件に実質的に意味がない」とのご指摘は、例え		
		った場合など、本当に除名の必然性が高い場合に、そもそも総	ば、ある会員について除名の必要性が議論されるような場合に、当該		
		会員の3分の2も意見表明をするかどうか疑問です。(他の学	対象会員が対抗手段として、まず(「正会員総数の3分の2」よりも		
		会の経験から言っても、会員全体の3分の2に手続きを周知し	要件が緩い)「出席会員の4分の3以上」の議決を得て、自らにとっ		
		て、意見表明を求めることはかなり大変なことだと思います)	て有利な「会則変更」を働きかけるようなケースが起こりうるのであ		
		定款変更しなければ、本当に必要な時に除名することができな	るから、「除名」の決議要件を「会則変更」のそれより厳しくしても		
		い決議要件ではないでしょうか。このような場合、学会側も手	実質的に意味がないという趣旨かと推測される。		

		続きの告知はできても、除名の方の投票は呼びかけることわけ	・ただ、今後とも、「会則変更」の必要性は、懲戒処分に関すること
		にはいかないので、投票が得られても3分の2も賛成を得るこ	に限らず、環境変化に応じて、多岐にわたり生じるものと思われるこ
		とは極めてハードルが高いよう に思われます。	とから、上記の対応としたい。
		・理事会の決議も前提としていることをふまえると、定款変更	
		と同じ決議要件で良いのではないでしょうか	
1 – 3	§ 9	(議決権の代理行使等)	○改正案第14条(議決)に、「正会員総数の3分の2以上による議
		逆に除名の場合には、「理事会の決議に加え、総会において正	決事項」について、「議決権の代理行使等」に関する規定を新設する。
		会員総数の3分の2以上の決議」となっていますが、委任状な	【理由】
		どの規定もないようですから、事実上不可能なことを規定して	・一般法人法(50条、51条、52条)及び特定非営利活動促進法
		いる可能性があるのではないでしょうか(この規定を生かすの	(14条の7)では「議決権の代理行使」、「書面による議決権の行使」
		であれば、少なくとも、会員総会への出席を代替するような投	及び「電磁的方法による議決権の行使」が規定されており、総会のつ
		票方法・電磁的方法などを含めて細則を可能にする会則の規定	ど理事会においてその内容を決め招集することができる。
		が必要になるでしょう)	・また、定款との関係では、一般法人の場合はこれらの権利を禁ずる
			規定は効力がないものと解されている。他方、特定非営利活動法人の
			場合は、定款でこれらの権利を認めない規定を設けることもできると
			している (14条の7④)
			・当学会は任意団体であり、必ずしも一般法人法や特定非営利活動促
			進法の規定が適用されるものではないが、会員の権利擁護という点で
			は定款規定の有無に関わらず、代理行使等の権利はあるものと解され
			る。もっとも、これらの権利が定款で規定されていないため、それら
			の有無について疑義が生ずるおそれもあり、会則本則に明確に規定し
			ておく意義があると考えられる。

			・なお、上記のように会則本則に「議決権の代理行使等」に関する規
			定を設けるとしても、実際にその必要が生じた場合に、「議決権の代
			理行使」のほか「書面による議決権の行使」及び「電磁的方法による
			議決権の行使」の方式を実施するためには、本学会(事務局)が、手
			続き上の事務負担に対応できるよう、引き続き体制を整えていく必要
			があり、会員各位のご理解とご協力を期待したい。
2-2	§ 92	(除名と細則の関係)	○ご意見を踏まえ、第9条の構成を、第1項(懲戒処分の対象となる
		「除名以外の」を削除されるとの改正案ですが、第1項但し書	場合)、第2項(除名の主たる手続)、第3項(除名の手続きの細目並
		きに除名の場合の手続きが記載されています。第1項で除名の	びに除名以外の懲戒処分の内容及び手続きの細目)とし、会則本則と
		場合の手続き、第2項で除名以外の種別と手続きを記載するの	細則の関係について明確に規定する。
		であればわかりますが、「除名以外の」を削除されると矛盾が	現行会則では(1)第1項で「除名又は懲戒」と除名が懲戒と並列
		生じます。また、除名に関しては細則でなく、会則本文に記載	されている。(2) 第1項但し書きで除名の手続きが規定されている
		するという改正前 の姿勢の方がしっくりきます。	が、手続きの詳細について定める細則がないために、実際に規定の適
			用を検討する上で困難が多く、規定の実効性を確保する上でも、適切
			な細則の制定が課題となっていた。(3)第2項で「除名以外の懲戒
			の種別並びに懲戒手続き」は会則本則で定めず、細則で規定するもの
			としている。
			改正案は、これらの点について、(1)第1項では「懲戒」とし、
			除名は懲戒処分に含まれることを明らかにし、(2) 現行の第1項但
			し書きを第2項として独立させ、理事会決議及び総会決議という除名
			の主たる手続きを規定し、(3) 現行の第2項を第3項とし、除名以
			外の懲戒の種別並びに除名等 (除名を含むすべての懲戒処分) の手続
			きの詳細について規定する「懲戒細則」を別途定めることとした。

	【規定例】※新旧対照表の修文
	第9条 (懲戒)
	1 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議に
	よって、当該会員を懲戒することができる。
	(1)法令又は本会則若しくは本会の定める規則等に違反したとき
	(2)本会の名誉又は信用を傷つけ、又は目的に反する行為をするな
	ど、会員としての品位を損なう行為をしたとき
	(3) その他懲戒すべき正当な事由があるとき
	2 会員を除名する場合は、理事会の決議に加え、総会において正会
	<u>員総数の3分の2以上の決議がなければならない。また、当該会員に</u>
	対し、総会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。
	3 除名以外の懲戒の種別並びに除名等の懲戒手続きに関して必要
	な細則は、理事会で別に定める。
	【理由】
	・除名については、その重大性に照らし、第2項として、理事会決議
	及び総会決議という重要な手続きを明示した上で、手続きの詳細につ
	いては、明確性、透明性を確保できるよう、「懲戒細則」で規定する
	こととした。
	・なお、「懲戒細則案」については、3月総会で参考資料として提示
	するが、議決は、5月総会において他の細則類とともに一括して議決
	いただけるように準備中である。

1 – 4	§ 10②外	(代議員制)	○今回の改正案では、「代議員制」は採用しないものとする。ただし、
		・学会のような組織の場合、社団型で行うとすると、会員総会	今後の会員総会の出席状況を見つつ、ご指摘の趣旨を踏まえ、代議員
		の出席率が非常に低いことを前提とすると、特に、代議制をと	制の要否について検討課題としたい。
		る必要が出てくるでしょう	【理由】
		・代議制による会員総会の制度化がされない場合には、次善の	・仮に代議員制を採用する場合は、今回改正の基本方針である「円滑
		策として・・・	な学会運営の強化」に照らし、その詳細(定員、選挙方法、非代議員
			会員の権利など) については慎重に検討する必要があるが、改正案の
			審議を予定している3月の総会までにこれらの検討を尽くすことが
			困難なため。
1 - 5	§ 10 <sup>3</sup>	(総会の定足数)	○今回の改正案では、「総会成立に必要な定足数」は定めないものと
	§ 14	・(第10条には総会は、「解散その他の本会の運営に関する重	する。ただし、総会への会員の出席勧誘、参加意識の喚起に係る効果
		要事項」を議決します)が、その前提となる定足数が会則には	的な方策については検討課題としたい。
		ないようです。	【理由】
			・改正案第14条では、「総会の議決事項は、本会則に特に定めがな
			い限り、出席正会員の過半数をもって決し」と規定しており、総会成
			立に必要な定足数を規定していない。これは、改正案の検討過程で、
			当学会の過去の総会参加実績に照らし、現時点では、一般法人法の様
			に「過半数が出席し」とすることはもとより、仮に「10分の1が出
			席し」にまで要件を緩和しても、総会成立の確実性を見込み難いとさ
			れたことによる。
			・しかし、今回改正の基本方針は「円滑な学会運営の強化」とともに
			「ガバナンス・規律の明確化」を重視するものであり、その観点から

			は、上記の代議員制の要否とあわせ、ご指摘のあった総会定足数の規
			定のあり方について検討課題とする。
1 - 6	§ 15	(情報公開)	○ご指摘の通り、「会則、事業計画・報告、収支決算・予算、役員名
		理事会の議事を広く会員に知らせ会員への報告義務など説	簿、議事録」等のインターネットによる公開の根拠規定を改正案に1
		明責任を強化することが、会員からのコントロールを実質化し	条追加する。
		ガバナンスを確保するうえで非常に大切だと思います。一般に	・詳細は「情報公開に関する細則」(仮称)に定めるものとする。
		公開については、15 条の改正理由において今後検討するとさ	【理由】
		れておられますが、ガバナンス問題としては、以上のようなこ	・今回改正の基本方針である「ガバナンス・規律の明確化」に資する
		の点を考慮に入れたうえで、組織設計自体を行うことが大切だ	重要なご意見と考えられるため。
		と思いますので、できれば会則自体に公開規定を組み込んでガ	
		バナンス体制を明確にすることが必要ではないでしょうか。	
		会則、事業計画・報告、収支決算・予算、役員名簿、議事録の、	
		ネットでの公開義務規定を作ってはいかがでしょうか。一般法	
		人法水準ではなく、最低でも公益法人法水準での公開性があっ	
		た方がよいのではないか、と考えます。一般法人法などに定め	
		る公告方法として331 条1 項4 号にある事務所での掲示は全	
		国組織でもあり実質的意味に乏しいので、ネット公開を前提に	
		個人情報等、守秘義務がある情報等は別にして、決定以前の議	
		案などは会員公開、決定後文書については一般公開を原則とし	
		て考えられてはいかがでしょうか。また公益法人法では、行政	
		庁への書類の提出による監督を見込んで公開方法を限定して	
		いますが、そのような行政による監督を前提としていない場合	

		には一層会員や公衆への公開が重要になる点に留意すべきだ	
		と思われます。	
1 - 7	§ 16 Ø 2	(理事改選後の会長等互選手続き)	○改正案どおりとする。
		16 条の2-2にある選挙管理委員会の規定ですが、もし、理	【理由】
		事長等の互選も選管がするのであれば、その旨を2-3に記載	・今回の改正案の作成に当たり、選挙管理委員会が会長等の互選に関
		した方がいいように思います。先に選管をしたときに、そのよ	し理事会を招集することはガバナンス上問題があるとの考え方に基
		うな規定がないので、役員の互選については、選管は権限外で	づき、改選後の理事が理事会を招集し、会長等を互選するものとした。
		すから関与いたしませんでした。いずれにせよ、候補者自身が	・そのため、理事会は会長が招集することを原則としつつ、
		選管事務にかかわらないような制度設計が必要と思います。	(1)理事総数の5分の1以上の理事が請求した場合、請求した理事
			も直接理事会を招集することができることとし(改正案 § 24①)、
			また、(2) 議長を務める会長の不在(未選定)に備え、互選された
			理事が議長を務めることができるよう規定を修文した(改正案 § 25)。
			・これらの改正案は、従来、手続き上問題とされていた、理事会招集
			権を持つ会長が決定していない理事改選直後の理事会招集手続き及
			び当該理事会における議長選任が円滑に進行するよう改正する趣旨
			である。
1 - 8	§ 34	(委員会)	○「学術研究委員会」は、お示しのスタディグループのご提案とも対
		34 条に「学術研究委員会」が新設されるとのことです。以	応する所管事業を想定している。
		前、何人かの理事の方々とともに、スタディグループの提案を	$\bigcirc$ スタディグループの会則上の位置づけは、コメント( $\mathbb{N}_0.1-1$ )の
		したことがあります。テーマごとのグループ(政治グループ、	第3条の1号に「研究会」の文言を追加し、その中に含まれ得るもの
		法制グループ、社会福祉法人グループ、若手研究者グループな	として、同委員会細則案の中で具体的な内容について検討を進めてい
		どのイメージ)と、地方ごとの(例えば関西部会とか、九州部	きたい。

会とか、中部部会、関東部会、北海道部会とか)を作ることが できる枠を作ってはどうか、ということを提案したことがあり ます。「学術研究委員会」は何を意味するのか分からないので すが、もし私どもの提案と関係しているとすればうれしく思い ます。将来、予算措置とか、会員に対して新入会の際に、入会 を聞くとかの可能性もあります(ARNOVA のシステムを参照 しています)。学術研究委員会の内容は細則案がありませんが、 もし、このようなスタディグループと関係しているのであれ ば、ぜひ実現していただきたく思いますが、もし関係していな いのであれば、何らかの形でスタディグループの会則上の位置 | 管も含む)として想定される。 づけをお願いできれば、と思います。

(ご参考までに以前議論したことのある案を添付いたします。)

#### 【理由】

- ・今期の理事会では、全理事が五つの委員会に分かれて学会の業務を 分担する体制がとられている。改正案はこれらの委員会について会則 上の根拠規定とするものである。
- ・稼働中の五つの委員会のうち、「学術研究委員会」は、このパブリ ックコメントにおける添付資料「会則改正案・イメージ図」に示すと おり、第3条の1号(研究大会及び講演会の開催)、4号(研究と教 育の発展を図るための国際交流)、5号(その他本会の目的を達成す るために必要な事業)が所管事項(部分的な所管や他の委員会との共
- ・現在、学術研究委員会では同委員会の取り組む事業について意見交 換が開始されており、その中から、3月総会に併催されるフォーラム の企画も行われている。したがって、ご指摘のスタディグループにつ いては、お示しの規定案をはじめ「研究会」の例示として、学術研究 委員会で素案の作成をいただき、組織運営委員会に伝達されることを 期待している。伝達あり次第、5月総会に付議予定の各委員会細則案 に反映させていきたい。

(注)

- 1 募集期間 2017 (平成29) 年2月10日(金) から同年2月23日(木) まで
- 2 募集方法 電子メール・郵送
- 3 募集結果 2名の個人会員から、会則改正案についてご意見・ご提案をいただきました。いただいたご意見・ご提案についての当学会理事会の考え方は上表の とおりです。なお、同表では、ご意見・ご提案を関連条文順に掲載し、番号表記は、「2名の会員の別(1・2)一意見・提案(枝番号)」としています。

### 日本NPO学会会員細則(案)

(総則)

#### 第1条

日本NPO学会(以下本会という)の会員に関する細則については、本会会則の定めるほか、この細則の定めるところによる。

### (種別及び資格)

#### 第2条

会員の種別及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員(個人)
- (2) 賛助会員(個人又は団体)

### (権利)

#### 第3条

正会員の権利は、次のとおりとする。

- (1)総会における審議事項に対し、一人につき1票の議決権を有する。
- (2) 理事候補者の選挙において、理事候補者の選挙(推薦及び投票)を行い、推薦に 基づき被選挙候補者となり、投票の結果に基づき理事になることができる。
- (3) 本会の機関誌『ノンプロフィット・レビュー』(The Nonprofit Review) に、投稿規定に従って、論文(研究論文又は研究ノート)を投稿することができる。
- (4) 本会が主催する年次大会に研究等を発表することができる。
- (5) 本会が主催する年次大会やセミナー等の行事に、会員料金により参加することができる。
- (6) 本会の機関誌『ノンプロフィット・レビュー』(The Nonprofit Review)及び「日本NPO学会ニューズレター」を、毎号1冊、無料で配付を受ける。
- (7) 本会の会員が交流するメーリングリスト (npo-net) において、会員向けに情報を発信することができ、また他の会員が発信する情報を得ることができる。
- 2 賛助会員の権利は、次のとおりとする。
- (1)本会が主催する年次大会やセミナー等の行事に、無料で5人まで参加することができ、5人を超えたときは会員料金により参加することができる。
- (2) 本会の機関誌『ノンプロフィット・レビュー』(The Nonprofit Review) 及び『日

本NPO学会ニューズレター』を、毎号5冊、無料で配付を受ける。

- (3) 本会の会員が交流するメーリングリスト (npo-net) において、会員向けに情報を発信することができ、また他の会員が発信する情報を得ることができる。
- (4) 賛助会員は、総会における議決権及び理事候補者選挙における選挙権、被選挙権 を有しない。

#### (会費)

#### 第4条

会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 年会費 10,000円
- (2) 賛助会員 年会費 一口100,000円
- 2 前項第1号において正会員が学生である場合は、学生の身分を証明する書類を事務 局に送付しその承認を受けることにより、年会費を5,000円とする。

### (義務)

### 第5条

会員は、入会届の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに本会事務局に届けなければならない。

### (細則の変更又は廃止)

#### 第6条

本細則の変更又は廃止は、理事会の議決を経て、総会の議決を要するものとする。

#### 付則

1 本細則は平成29年3月26日より施行する。

委員会細則について(イメージ) 2017.3.18.②

区分	種類		章		条項目	組織運営委員会	学術研究委員会	大会運営委員会	編集委員会	学会賞選考委員会
共通項目	組織関係	1	総則	1	名称					
				2	目的					
				3						
		2	委員会	1	構成 権能					
		<b></b>		2	権能					
				3	開催 議長					
				4	議長					
				5	議決等 電子メール決議					
				6	電子メール決議					
		<b></b>								
	to the policy	<u></u>	A		+					
個別項目	組織関係	1	委員会事務	1	事務局・スタッフ 委員会事務				※素案あり	
				2	<b>委員会事務</b>					
		<b></b>								
			ļ	<b></b> -						
	所管事項関係								*** 中まり	
	川官事項関係		<b></b>						※素案あり	
			<b></b>							
			<del> </del>	ļ				ļ		ļ
										<b></b>
共通項目			手続		- 小皮					
六世块日		<b> </b>	一 一		改廃 付則			<b></b>	<b></b>	<b></b>
					ניא גיד			]		

	・前回理事会(2017.1.29.)では、各委員会担当理事か	①「会員の懲戒に	「NPO学会スタ	【注】前回理事会で	・「ノンプロ	・「学会賞委員会
	ら、右記の細則等(案)が参考資料として提示されまし	関する細則	ディグループ規	は、大会運営委員会から「年次大会	フィット・レ	検討メモ」提示
備考	た。	(案)」(前回理	程」(案)提示	受がら、年次人会 『優秀発表賞』の新	ビュー編集委員会	(同理事会資料
(検討状		事会資料pp.49-51				pp.45-46参照)。
況)	・これらの細則等(案)については、3月総会で審議され	参照)、	pp.47-48参照)。		提示(同理事会資	
	る会則本則の改正案に基づくことから、同改正案が承認さ	②「第9期理事候		扱いについて審議 された結果、同賞	料pp.43-44参	
	れた後、組織運営委員会において、上表の例示のように、	補の会長・副会長			照)。	
	各細則等に共通する項目と、組織や所管事務の内容により	互選手続日程」及		大会では大会運営		
	個別に定める必要のある項目の区分や条項の配列などを一	び「理事候補者選		委員会レベルの実 施とし、今後のあり		
	体的に整理した上で、理事会の議を経て、5月大会時の総	出細則」(案)		たについては、次		
	会において審議、承認をいただく予定です。	(同理事会資料		回大会での実施を		
		pp.53-55参照)、		踏まえて、学会賞と		
	・なお、会則改正案に基づく細則等(案)としては、この	③「事務局細則」		の関係等を含め、改めて理事会で検		
	ほかに、パブリックコメントによる意見を受けて、「情報	(同理事会資料		討するものとされま		
	公開に関する細則」(仮称)(案)についても、組織運営	pp.56) 、		した。		
	委員会で起案の上、理事会の議を経て総会に付議する予定	④「委員会細則に				
	です。	ついて (イメー				
		ジ)」(同理事会				
		資料 p p. 57)				
		[本資料の前版]				